

令和2年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について

(二次申請分)

1 補助対象者

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定事業を除く。)を営業者
- (2) 上記(1)とリース契約等を締結したリース事業者

2 補助条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 実績報告時^{*}に、タクシー事業者が保有しているユニバーサルデザインタクシー(以下「UDタクシー」という。)1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等を2名配置できること。ただし、この要件によって必要とされる乗務員数が、勤務する全乗務員数を超える場合は、全乗務員がユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等であること。

※ 令和3年度以降の申請については「実績報告時」から「交付申請時」に変更します。

- (2) 上記(1)でUDタクシーに配置された全乗務員が、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(平成30年11月8日付)に基づく研修(実車を用いた研修)を申請年度において1回以上受講すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等でないこと。
- (5) 補助対象車両について札幌市の他の補助金の交付を受けていないこと。

3 補助対象車両

以下の要件をすべて満たす車両^{*}。ただし、中古のものを除く。

- (1) 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付国自旅第192号)に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両
- (2) 令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの期間に納車の車両
- (3) 自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されている車両
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両

※ 令和2年4月30日までに補助申請を行った車両は二次申請対象外です。

4 補助限度額

1台当たり30万円(補助予定台数19台)

5 補助対象車両の決定方法

補助予定台数は、19台であり、札幌市の予算の範囲内で交付します。よって、全ての申請車両に対して補助金が交付されない場合があります。

申請台数の合計が19台を上回った場合、まず、全申請者(タクシー事業者及び当該タクシー事業者とリース契約を締結済み又は締結予定のリース事業者からそれぞれ申請があった場合は、同一の申請者とみなします。)に1台ずつ配分します。

次に、残りの予算台数を、各申請者の申請台数で按分し補助対象車両を決定します。

なお、全申請者に1台ずつ配分できない場合や、按分の結果、端数が出た場合は、令和2年(2020年)10月1日時点のUDタクシー導入割合が低い申請者を優先し、配分します。

6 申請手続

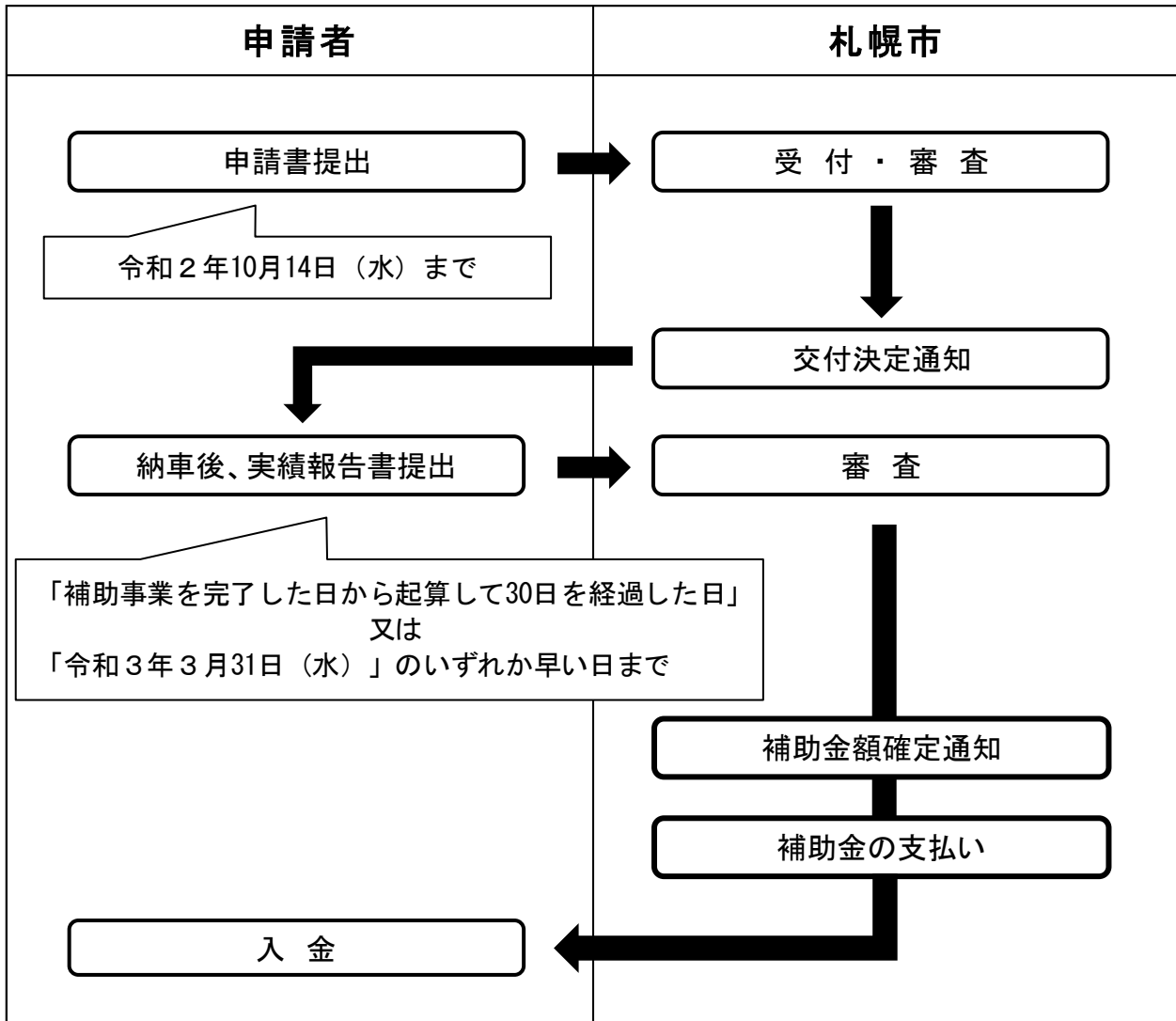
(1) 申請受付期間

令和2年(2020年)10月1日(木)から同年10月14日(水)までの期間(必着)
郵送又は持参にて提出。

(2) 必要書類

- ① 申請書(様式1)
- ② 補助対象車両(様式1別紙)
- ③ 添付書類(要綱別表のとおり)

7 申請から補助金交付までの流れ



8 交付決定後の事業変更及び中止の申請について

納車遅れなどやむを得ない場合を除き、交付決定通知を受けたタクシー事業者が、当該通知を受けてから90日以降に、事業縮小(決定額からの減額)を理由として要綱第11条に規定する事業変更承認申請を行う場合、又は要綱第12条に規定する補助事業中止承認申請を行う場合は、次年度以降の配分順位を劣後させるものとします。

9 必要書類の提出先及びお問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 石脇、大木
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎5階)
電話番号: 011-211-2492 ファクス番号: 011-218-5114
e-mail : sogokotsul@city.sapporo.jp